琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件　沖縄関係　一般重要案件(3)

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2019-02-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43795

沖縄施政に関する日・米・琉の立場

極秘

沖縄施政に関する日、米、琉の立場及び将来の方針について

昭和39.1.14
アメリカ局北米課

今般、沖縄施政に関する米国、日本及び沖縄住民それぞれの立場及び日本としてとるべき方針を、本問題についての考え方を整理することを目的に全く部内参考用として作成したので、御高覧に供する。

（部内参考用）

1. 沖縄施政に関する日、米、琉の基本的立場

(1) 米国の立場

米国にとつては、現下の極東情勢からみて、沖縄に軍事基地を保有することが絶対に必要であり、特に中共の核実験の結果として一層この必要が増大したと考えられる。

さらに、この必要のためには、沖縄の軍事基地が各地に散在していることと及び日本本土と沖縄に相当の基地反対勢力が存在することと等から、米国の全面的施政を継続することが必要であるとしている。

施政を継続するにあたつて米国は、以下に述べる住民の希望にもかんがみ、次の措置をとることを1962年3月19日のケネディー大統領の声明によつて約している。

(イ) 住民の経済、公衆衛生、教育及び福祉の水準の向上。

(ロ) 米国が必らずしも必要としない行政機能

の琉球政府への委譲の可能性の継続的検討。

(ロ) 軍事上、安全保障上必らずしも必要としない住民の個人的自由に対する統制を撤廃する可能性の継続的検討。

(2) 沖縄住民の要求

米国の施政及び米国との近接化の努力に拘わらず、住民は依然将来の目的として日本への復帰を希望している。

しかし、それまでの間過渡的な目的として、

(イ) 経済、社会福祉水準の向上。

(ロ) 自治権の拡大。

(ハ) 日本国民たることの確認及び本土との連携強化。

を要求しているとみられる。

従つて、経済援助反対、沖縄基地撤廃等琉球諸野党の主張は、住民多数の声を代表しているものではない。

(3) わが国の立場及び方針

施政権返還は、沖縄住民のみならず、日本本土国民の強い希望でもあり、政府としても、施政権返還を究極の目的とするとの態度をとつてきている。

すなわち、現在の極東情勢の下では、沖縄の米軍基地の存在はやむをえないが、基地の存在は認めるとしても、施政権返還の可能性は検討しうると考えている。

さらに、米国の立場と住民の要求とを、ともに考慮した結果、施政権返還までの間は、基地保有の目的に障害とならない範囲で、住民の希望が最大限に実現されることを希望する。

住民の希望のうち、経済、福祉水準の向上については、従来より米国も重点をおいており、協議、技術両委員会も発足をみる等発展があつたが、自治権拡大、日本国民であることの確認等については、政治的問題もあり、満足な発展をみていない。

従つて、今後はこれら政治的な分野での住民の希望を一層検討するとともに、対米交渉の重点も、これらの分野での住民の希望を

漸次実現することにおくこととする。

これらの分野でとりあえず実現が望まれる事項は別紙のとおりであるが、これら事項をいかなる順序で、いかなる態様により実現すべきかは、将来の米側との交渉にまつこととする。

2　沖縄施政改善に関する具体策

(1)　住民の自治権拡大のための具体策

(イ)　米側が民政重視のため、次の策をとることを希望する。

(a)　米国政府において、関係各省間の調整、連絡を強化し、大統領府、国務省の軍に対する発言力を強化する。

(b)　現地において、高等弁務官（沖縄民政の最高責任者）と軍司令官（米軍軍政及び軍令の責任者）を分離し、それぞれの権限を明確化する。

（必要により、民政官の権限明確化及び拡大等の中間的措置をとる。）

(ロ)　以下に詳述するように最大限に可能な範囲で、施政権の一部を琉球政府に委譲し、その範囲を明確化することを希望する。

(a)　立法権について

イ、立法院の権限（行政命令第7条にいう「対内的に適用されるすべての立法事項」）を確立し、その範囲内では、

高等弁務官は、緊急の際一定の形式、効力、発布要件の立法措置のみをとりうることを明確化する。

ロ、上記イと表裏をなすものとして、高等弁務官の公布しうる法律、布令、規則等の形式、効力、公布要件を限定、明確化し、さらに現存する軍政府布告、布令、指令を整理する。

ハ、米国の利益、または米軍の安全に重大な影響のない法律案の事前、事後調整を次のとおり制限する。

(i) 事前調整

行政命令第11条により、高等弁務官の拒否権の対象となりうる立法案（琉球列島の安全、対外関係、合衆国国民の安全、財産、利益に重要な影響あるもの。）についてのみ行なう。

(ii) 事後調整

立法院での審議中重大な変更のあつたものについてのみ行なう。

(b) 行政権について

イ、いわゆる「書簡行政」のごとく、明確な法的根拠に基づかずに、高等弁務官が行政府の権限に介入することを避ける。

ロ、以下の具体的事例につき、琉球政府への権限委譲を検討する。

(i) 人事権

1、主席の任命権（公選、間接選挙等の可能性）。

2、副主席、行政各局職員の任命権（主席の単独任命とする。）。

(ii) 公団等の管理権

1、電力、水道、開発金融、公社の管理権。

2、琉球銀行監督権。

3、宮古島水道経営権（地元市町村への委譲）。

4、民間石油事業の管理権管理権。

(iii) 国、県有地、官有林の管理権（軍事上必要とする土地を除き）。

(iv) 恩赦権

(v) 無線局

無線従事者免許発給、更新権（周波数変更を除き、高等弁務官の承認を撤廃する。）。

(vi) 外人在留期間更新権

（民政府公安局長から琉球政府出入管理部長へ委譲する。）

(c) 司法権について

イ、行政命令に定める琉球政府裁判所の管轄権を尊重する。

（民政府立法違反の刑事事件の裁判権も、個々の案件につき、行政命令の定める要件を備えるもののみを民政府裁判所に移管する。）

ロ、民政府裁判所の管轄すべき刑事事件のうち、少年事件は、琉球政府裁判所家庭裁判所へ移管する。

(2) 米軍基地保有の目的の障害とならない範囲において、住民が日本国民であることを確認し、本土との連携を強化する。

(イ) 日本国民たることの確認

(a) 日本国旗の掲揚制限を廃止する。

(b) 沖縄船にも日本国旗の掲揚を認める（ただし、適当な標識により日本籍船と区別する。）。

(c) 外国を旅行する全沖縄人に対し、沖縄を出発するときに、日本国旅券を発給する。

(ロ) 本土との連携の強化

(a) 行政職員、教職員訓練に対する日本からの協力、援助を強化する。

(b) 各種社会保険、公務員退職年金等社会保障制度を本土のこれら制度に組入れる（これらは、沖縄独自の制度としては規模が小さいので成立しえない。）。

(c) 郵便為替制度を簡素化する。

1. 沖縄問題は、現在日米間最大の懸案と考える。

2. 中共の核爆発、ヴィエトナム情勢等を考え、現在の極東情勢下においては、沖縄の米軍基地が自由世界の安全のために必要であることに、わが国も同意する。

3. しかし米軍基地保有が日米関係全般に悪えいきょうを及ぼさないため、何等かの形で軍事基地と民政を分離し、民政をわが国に返還することが可能ではないか。

5. 更に当面の策として、1962年ケネディー声明にうたわれた行政機能の委譲及び住民の自由制限の撤廃に関する検討の結果を知らせられたい。

4. 又それまでの間、自治権拡大と、日本本土との密接化に対する住民の希望を実現していきたい。（具体策は別紙）

39、11

椎名、ラスク会談資料

小笠原問題

I. 帰島問題

(1) 小笠原群島は琉球(諸島)とは別に米海軍が統治に当っている。

(2) 小笠原群島より引揚げた島民は7,569名で、(そのうち)欧米系の祖先を有する旧島民135名のみが昭和21年10月、帰島を許可された。(所謂)旧島民は昭和22年7月、小笠原帰郷促進連盟を結成し、日米両国政府に対し頻繁に帰島の請願を行なってきている。

(3) 政府は旧住民の帰島の早期実現を第一目標に引続き米側と折衝してきている。昭和32年6月岸総理、同年9月藤山外相の訪米の際、両大臣からそれぞれ強く帰島実現について要望した結果、帰島は安全上の理由により困難である。ただし、帰島し得ないことから生じた損害の補償は検討の用意がある旨の米国政府の意向が明らかとなった。よって政府は、取りあえず損害補償問題の早期解決をはかることとし、種々折衝の結果、昭和36年6月、600万ドルの米政府よりの見舞金の支払が実現した。

(4) 上記損害補償の支払~~問題は~~帰島の要請とは別個の問題であるので、政府としては引続き旧住民の帰島実現と~~小笠原の~~施政権返還について今後とも努力するを要する。

本見舞金は、小笠原島民が小笠原に残置した財産を利用し得ないことに対する~~損害を~~補償~~するとの趣旨のもの~~であって~~過去及び将来~~(将来米国の施政が終了する迄の期間の)~~にわたる~~損害を補償したものである。

~~故って今次は同様な損害には補償は要求難い。~~

II. 墓参問題

昭和36年7月、小笠原旧島民代表から旧島民の個人墓参を行ないたい旨の申出があり、政府は36年10月及び37年2月の2回に亘って米国政府に対し、これを許すよう具体案を添えて申入れを行なったが、これに対し米側は安全上の理由により許すできない旨回答してきた。